

## 多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和4年8月23日

由仁町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

| 種類   |      |      |      | 実施地域等 |             | 実施期間                | 実施主体   |
|------|------|------|------|-------|-------------|---------------------|--------|
| 1号事業 | 2号事業 | 3号事業 | 4号事業 | 地域    | 重点区域との重複の有無 |                     |        |
|      | ○    |      |      | 古山地区  | 無           | 令和2年度<br>～<br>令和6年度 | 古山集落協定 |
|      | ○    |      |      | 川端地区  | 無           | 令和2年度<br>～<br>令和6年度 | 川端集落協定 |